

平成29年度
卓越研究員事業
公募に係るQ&A

平成29年2月6日

文部科学省
科学技術・学術政策局

【目次】

< 1. 事業全般 >	3
< 2. 事業各論 >	4
2-1. 研究機関からのポスト提示	4
2-2. ポストの一覧化公開	6
2-3. 申請者（研究者）関係	7
2-4. 卓越研究員候補者の選考等	9
2-5. 当事者間交渉	10
2-6. 卓越研究員の決定	14
< 3. 経費関係 >	15
< 4. 卓越研究員決定後の実施内容関係 >	20
< 5. その他（申請様式等） >	22

< 1. 事業全般 >

Q 卓越研究員事業の狙いは何か。

A 近年、大学教員に占める若手教員の比率が低下傾向にあり、また、短い任期での雇用など不安定な雇用によって、若手研究者が挑戦できる安定的なポストが減少しています。このことにより、新たな研究領域に挑戦し、独創的な成果を生み出すことができるような環境に若手研究者が置かれておらず、我が国の科学技術や学術研究の持続的な発展が不安視されています。また、産学官のセクター間を越えた研究者の流動性が低く、人を介した知の移転がなされず、世界規模での急速な産業構造の変化への対応が困難となっています。

このような状況を背景とし、平成 28 年度からの 5 年間の科学技術政策の方向性を定める第 5 期科学技術基本計画においては、「40 歳未満の大学本務教員の数を 1 割増加」、「我が国の企業、大学、公的研究機関のセクター間の研究者移動数を 2 割増加」させることが目標値として掲げられています。

本事業においては、この 2 つの目標値の達成にも資するため、新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目指しています。

Q 今回の平成 29 年度公募における前年度（平成 28 年度）公募からの主な変更点は何か。

A 主な変更点は、以下のとおりです。

（1）研究機関と申請者との調整に関する運用の変更

- ・趣旨の明確化のため、「雇用調整」を「当事者間交渉」と文言を修正。
- ・推薦の仕組みについては、概ね仕組みを継続する一方、運用を変更。
 - ①文部科学省への推薦者の提出等を省略し、一覧化公開されたポストの提示機関と申請（予定）者が事前連絡を行うことを可能とする仕組みとする。
 - ②卓越研究員候補者の決定前であれば、事前連絡を必要とするポストについて、事前連絡を必要としないポストへ変更することを可能にする。
- ・より自由な当事者間交渉を可能にするため、申請時の申請者（研究者）からの「希望研究機関登録」を不要化。

（2）研究機関のポスト提示に関する様式の変更

- ・ポストごとの魅力、実情を記載しやすくするため、様式を変更。

（3）研究者の申請要件の変更

- ・博士号取得後の研究機関での研究経験について、直近 5 年間の研究実績（博士号取得者は博士論文を含めてもよい）に変更。
- ・出産・育児により研究を中断した研究者に対する年齢要件の配慮。

（4）研究者の審査方法の変更

- ・申請者の負担軽減、審査の効率性の観点から、研究機関と候補者との当事者間交渉において面接等が行われていることを考慮し、書面審査の質を確保しつつ、面接審査を廃止。

(5) 卓越研究員候補者の有効期限の変更

- ・平成 29 年度の卓越研究員候補者が、平成 30 年度の卓越研究員事業に参加することを希望する場合、再度、平成 30 年度の本事業に申請し、審査を経て、新たに平成 30 年度の候補者に決定されることが必要。

< 2. 事業各論 >

2-1. 研究機関からのポスト提示

○研究機関の要件（公募要領. P 5）

Q 「日本国内に法人格を有する企業等（研究開発活動を行っていること）」とあるが、企業の他にどのような法人を想定しているのか。

A 研究開発活動を行っている一般社団法人や一般財団法人（行政庁による公益認定を受けている公益社団法人及び公益財団法人を含む）を想定しています。

Q 「日本国内に法人格を有する企業等（研究開発活動を行っていること）」とあるが、「研究開発活動を行っていること」はどのように判断するのか。

A 実際に研究開発活動を行っている実績があるか、卓越研究員に対し、安定かつ自立した研究環境を提供できるような活動実態があるか、といった点を踏まえて判断します。

○雇用形態（公募要領. P 3、5-6）

Q テニユアトラック制は一定の任期（5年程度）を付して雇用することとされているが、必ず5年でならないといけないのか。

A テニユアトラック制の雇用契約期間については、形式上単年度の雇用契約であったとしても、再任可であり、一定期間の後に無期転換に係る審査がある旨が明示されていれば可とします。

Q 申請の時点では、テニユアトラック制が整備されていないが、テニユアトラック制での雇用として申請して問題ないか。

A 申請時点では必ずしもテニユアトラック制が整備されていなくても問題ありません。しかしながら、遅くとも当事者間交渉（事前連絡を含む）の開始段階では、テニユア審査基準の概要を候補者（事前連絡の場合は申請（予定）者）に明示し、雇用開始の段階では、関係規程が整備されている必要があります。

Q テニユアトラック制と同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用とは、具体的には、どのような態様であればよいのか。

A ①機関外の審査委員、若しくは、少なくとも機関本部の者が審査に携わること、②一定期間の確実な雇用の確保と将来の見通しがつくことが必要です。そのため、例えば、以下のような雇用形態は要件に合致しないものと考えています。

- ・期限付きの競争的研究プロジェクト（例えば、3年間の時限プロジェクト）の資金により人件費が措置され、当該プロジェクトの終了とともに、雇用契約が終了し、その

後、再度雇用する見込みがない場合

- ・雇用契約の任期が短く（1年間など）、再任回数が限定されている場合
- ・派遣労働契約に基づき、当該研究機関以外で研究活動を行う場合 等

具体的には、本事業の趣旨を踏まえ、各研究機関の実態に即して、個別に判断します。任期や再任回数に制限がある場合であっても、機関において雇用の確保と将来の見通しを示す研究環境が最大限確保（例：10年程度の雇用の確保等）されれば、要件に合致するものと認める場合があります。

なお、提出された資料をもとに、要件への適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合もあります。

Q 「なお、研究機関が策定・公表する規程等に基づき、上位職（教授相当）の全員に再任回数の限度のある任期制を適用している機関においては、当該ポストでの雇用を可とする」とは、具体的には、どのような場合が想定されるのか。

A 本記載は、例えば、大学において、研究科等の組織単位において、当該組織に所属する教員（教授等の上位相当を含む）に任期制が適用されている場合など、機関の規程上、当該組織には無期雇用の者が想定されない場合を念頭に置いています。

Q 必ず年俸制で雇用しなければならないのか。

A 本事業では、若手研究者の雇用の安定性という主目的に加え、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを開拓し、研究者の流動性の促進を狙っており、その阻害要因を取り除くため、原則として、年俸制での雇用を求めているところです。しかしながら、機関の規程等において、年俸制の適用が困難である場合においては、この限りではありません。

○研究環境（公募要領 P 6）

Q 卓越研究員が研究責任者若しくは若手研究責任者として、自立した研究活動ができるような環境整備とは、具体的にどのようなものか。

A 具体的には以下のようなことを想定していますが、各機関やポストの特性に応じて、若手研究者の育成や活躍促進の観点に立って、卓越研究員に対して、必要な措置を講じてください。

- ・ 十分な研究スペースの確保
- ・ 適切な研究資金の措置
- ・ メンターや研究支援員の配置など、研究支援体制の充実
- ・ 共用機器（実験装置等）の配置
- ・ 大学においては、卓越研究員が主任指導教員として、大学院生を自らの研究室に配属するなど、人的支援体制の整備とPIへの育成支援
- ・ 研究活動に関するエフォート 50%以上の確保（50%以上の範囲内で、研究機関の特性に応じて、70%や80%などに設定することも可能）

なお、本事業による補助金の支援対象となる研究環境整備費の取扱いについては、本 Q & A の「3. 経費関係」を参照願います。

Q 研究機関は、卓越研究員を採用した場合、当該者に対して、申請時に記載した研究計画をそのまま実施させなければならないのか。

A 本事業の目的を踏まえ、安定かつ自立した研究環境を構築し、卓越研究員本人が一定の研究テーマを設定できることは重要ですが、研究機関と卓越研究員が相談して、申請時に記載した研究計画を変更することを妨げるものではありません。

Q 研究活動に関するエフォートが 50%以上であることについて、機関で規程等を整備し、担保する必要があるのか。それとも、従事時間の中で 50%以上ということを示すことができればよいのか。

A 卓越研究員の研究活動に関するエフォートについては、機関の規程等により担保することまでは求めませんが、本事業により補助金を交付する場合には、その実績報告の際に、エフォート割合の報告を求める予定です。

Q クロスアポイントメント制度の活用が推奨されているが、卓越研究員事業において本制度を活用することのメリットについて、どのように考えているのか。

A 一般的なクロスアポイントメント制度のメリットに加え、例えば、大学と企業など、異なる機関種間でクロスアポイントメント制度を活用する場合、これまで大学のみに関心をもっていた研究者が、新たに企業に着目する機会が増えるなど、本事業の背景にある産学官のセクター間を越えた研究者の流動性向上に資するものと考えます。

文部科学省としても、クロスアポイントメント制度を活用した取組については、好事例として、積極的に周知していきたいと考えています。

Q 公募要領 P7 の「f. 留意事項」に「企業においては、上記 b. c. の要件について、その特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することを可能とします」とあるが、具体的には、どのような任期や職位・職責等を設定することが可能なのか。

A 独立した研究室を設けることや個人研究であることは必ずしも求めませんが、卓越研究員本人が一定の研究テーマを設定し、グループの中心として活躍することが可能となるポストであることが必要です。

2-2. ポストの一覧化公開（公募要領. P7-8）

Q 各研究機関が、文部科学省に提示したポストについては、全て一覧化公開のポストとして認められるのか。

A 各研究機関から提示されたポストについては、公募要領に定める要件に適合しているかどうか、文部科学省で形式的な確認をした上で、一覧化公開を行います。

Q 「文部科学省において、上記2.(1)に記載の要件への適合性の観点から確認を行い」とあるが、「適合性の観点」とは、具体的にどのような内容か。

A 文部科学省は、主に、研究機関から提示されたポストの研究分野や研究環境等要件に関する形式的な適合性を確認します。

なお、提出された資料をもとに、要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合もあります。

Q 各ポストに関する詳細な情報については、「JREC-IN Portal に登録するか、各研究機関のHP等において公開してください」とあるが、どちらか一つで公開すれば良いのか。

A どちらか一つの方法での公開で構いませんが、各研究機関のHPに加え、JREC-IN Portal を活用することで、より多くの研究者にポストをアピールできることから、積極的な活用が有効と考えています。

Q ポストの一覧化公開時点において、既に、雇用予定者が決定しているポストを提示することはできるのか。

A 各研究機関における選考は、公正で透明性の高いプロセスを経ることを求めているため、ポストの一覧化公開がなされた時点において既に採用予定者が決まっているようなポストについては、提示をご遠慮願います。

2-3. 申請者（研究者）関係（公募要領 P8-9）

Q 申請者（研究者）にとって、今回の平成29年度公募における前年度（平成28年度）公募からの主な変更点は何か。

A 博士号取得後の研究機関における研究経験について、直近5年間の研究実績（博士号取得者は博士論文を含めてもよい）に変更するなど、申請要件を緩和しています。

また、出産・育児により研究を中断した場合における年齢要件の配慮を追加しました。

Q 「②平成30年4月1日現在、40歳未満（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者」とあるが、例えば、病気休暇等で研究を中断した場合など、個別の事情がある場合、例外的に申請することはできるのか。

A 申請者（研究者）の要件について、出産又は育児により、子供1人につき、合計3カ月以上の間、研究を中断した場合を除き、個別の事情を考慮せず、一律に判断させていただきます。

Q 「②平成30年4月1日現在、40歳未満（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者」とあるが、雇用対策法との関係はどうなるのか。

A 雇用対策法の改正により、平成19年10月1日から、労働者の募集及び採用に当たって、年齢の制限を設けることができなくなっています（雇用対策法第10条）。

一方、本事業は、若手研究者の安定的な雇用の促進を目的とする国の施策であることから、雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号ニに該当するため、雇用対策法第10

条の適用除外となります。

雇用対策法

(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

雇用対策法施行規則

(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)

第一条の三 法第十条の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

(略)

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき

(略)

二 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は、特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進のため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）。

Q 「なお、出産又は育児により、合計3カ月以上の間研究を中断した者（性別を問わない）については、個別の事情に応じ、1～2年程度、上記の年齢要件について配慮します」とあるが、当該場合について、年齢要件に配慮する趣旨は何か。また、具体的にどのように配慮するのか。

A 第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、「多様な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーション活動を活性化していくためには、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠である」との認識の下、「国は、女性が、研究等とライフイベントとの両立を図るための支援や環境整備を行う」とされています。こうした政府の方針や、本事業の前年度（平成28年度）公募における研究者からのご要望等を踏まえ、平成29年度公募においては、出産又は育児により、一定の間、研究を中断した者については、性別を問わず、年齢要件に一定の配慮を行うこととしています。

具体的には、例えば、子供を1人出産し、育児したことにより、合計3カ月以上の間、研究を中断した場合については、性別を問わず、下記のとおり、年齢要件を読み替えることを想定していますが、これに限るものではなく、出産又は育児に伴う研究中断に関する個別の事情を踏まえて判断させていただきます。

<例>

・子供が1人の場合：平成30年4月1日現在、41歳未満（臨床研修を課された医学系分野においては44歳未満）の者

- ・子供が2人以上の場合：平成30年4月1日現在、42歳未満（臨床研修を課された医学系分野においては45歳未満）の者

Q 「③直近5年間（2012年度以降）に研究実績（博士の学位を取得した者は、博士論文を含めてもよい）があること」とあるが、どのような実績があればよいのか。

A 論文、著書、産業財産権（特許権等）、招待講演、受賞など、研究活動に従事していることが確認できる実績・成果を想定しており、特に限定はしていません。

2-4. 卓越研究員候補者の選考等（公募要領 P10-12、P31-32）

Q 平成29年度公募において、卓越研究員候補者は何名程度を決定する予定なのか。

A 平成29年度公募に係る卓越研究員候補者数については、平成29年度の卓越研究員予定人数である100名程度を基準としつつ、一覧化公開されるポスト数の他、前年度（平成28年度）公募における候補者のうち、公募要領P9の「(4)卓越研究員の予定人数」のなお書きに該当する者の数などを踏まえて決定する予定です。

Q 申請したが、申請者の要件を満たしていないことにより、審査対象とならなかった研究者に対して、その旨の連絡はあるのか。

A 公募要領P8の「(3)申請者（研究者）」の要件に適合していない申請者に対しては、申請者全員の審査が終了した時点（平成29年7月初旬（予定））で、「卓越研究員候補者とならなかった者」として、その旨を通知します。申請に当たっては、申請者（研究者）の要件への適合性について、十分な確認をお願いします。

Q 審査の結果、卓越研究員候補者とならなかった場合、審査の詳細（申請者ごとの審査内容、卓越研究員候補者とならない理由等）は本人に通知されるのか。

A 審査の詳細について、申請者本人に通知する予定はありません。また、平成29年度の本事業に係る審査要領に記載のとおり、審査の内容や経過等についての問合せには、応じられません。

Q 審査要領「2. 審査方法」について、「各研究機関より提示されたポストや申請のあった研究者の研究分野・分科を考慮し設定する領域ごとに」審査するとされているが、具体的には、どのように審査を実施するのか。

A 卓越研究員候補者の選考のための審査は、申請者（研究者）が申請時に電子申請システム上で（研究者_様式1）に記入した「審査希望領域（分野・分科・細目）」ごとに行います。

なお、審査要領の「2. 審査方法」の「(2)候補者の決定」に記載のとおり、卓越研究員候補者の多様性（分野、性別等）、研究分野ごとの一覧化公開されたポスト数や申請者数等を考慮することがあります。

Q 審査要領「2. 審査方法」について、前年度（平成 28 年度）公募において実施していた面接審査がなくなっているが、どのような趣旨か。

A 申請者の負担軽減、審査の効率性の観点から、研究機関と候補者との当事者間交渉において面接等が行われていることを考慮し、面接審査を廃止することとしました。
なお、申請様式の見直し等により、審査の質も確保していきます。

Q （研究者_様式 2）「①卓越研究員として取り組みたい研究テーマ」について、研究計画の期間が定められていないが、どの程度の期間を念頭に置けばよいか。

A 平成 29 年度公募では、卓越研究員に対する本事業に係る補助金の補助期限（5 年間）に限定せず、分野ごとの特性も踏まえ、課題設定や問題意識を含め、申請者（研究者）が研究に関する構想を柔軟に記入することができるよう、研究計画の期間に関する定めは設けないこととしました。

2-5. 当事者間交渉（公募要領. P 6-7）

○概要

Q 「当事者間交渉」とは何か。また、前年度（平成 28 年度）公募における研究機関と卓越研究員候補者との「雇用調整」との違いは何か。

A 一覧化公開されたポストを提示した研究機関と研究者が自由に連絡を取り合うことをより明確にするため、研究機関と申請（予定）者である研究者又は卓越研究員候補者が個別に交渉を行うこと、各研究機関における採用手続きに基づき採用（予定）者が決定されることなどを考慮し「当事者間交渉」と表記を変更しましたが、前年度（平成 28 年度）公募における「雇用調整」と基本的な考え方に変更はありません。

Q 文部科学省及び日本学術振興会は、当事者間交渉に関与するのか。

A 文部科学省及び日本学術振興会は、特定の候補者を特定の機関へ紹介・斡旋する等の行為は一切行いません。

Q 「当事者間交渉における選考プロセスが、公正で透明性の高いものとなるよう、配慮してください」とあるが、具体的には、どのようなプロセスを経る必要があるのか。

A 申請者にとって、公正で透明なプロセスである必要があります。

例えば、各研究機関における選考に当たって、当該ポストの属する組織（研究室、研究科等）のみではなく、機関本部も当該選考の判断に加わる必要があります。

また、本事業へ申請した後、ポストの一覧化公開がなされた時点において、既に採用者が決定しているポストについては、公正性を満たしていないと考えています。

Q 平成 28 年度公募では、卓越研究員候補者に決定された場合、平成 28 年度中に一覧化公開されたポストを提示した研究機関との調整が完了しなかった場合、翌年度（平成 29 年度）に提示されるポストに卓越研究員候補者として応募することも可能であったが、平成 29 年度公募では、どのような取扱いになるのか。

A 前年度（平成 28 年度）公募は、本事業の初年度ということもあり、平成 28 年度中に調整が完了しなかった者について、例外的に翌年度（平成 29 年度）に一覧化公開されたポストを提示した研究機関との当事者間交渉に参加可能としましたが、より多くの優秀な候補者が当該年度に一覧化公開されたポストにおいて活躍するよう、平成 29 年度公募においては、このような運用はしないことにしました。

○当事者間交渉（事前連絡を含む）全般

Q 卓越研究員候補者の決定後、文部科学省又は日本学術振興会から、一覧化公開されたポストを提示した全ての研究機関に対して、卓越研究員候補者に関する情報として、具体的にはどのような情報が送付されるのか。

A 全ての卓越研究員候補者の（研究者_様式 1）及び（研究者_様式 1 別紙）の他、卓越研究員候補者の氏名等を一覧化したリストを送付する予定です。

Q 各研究機関の選考プロセスにおいて、卓越研究員候補者からの接触がなかった場合を含め、研究機関から卓越研究員候補者に対し、接触することは可能か。

A 研究者の自主性に鑑み、当事者間交渉（事前連絡を含む）では、卓越研究員候補者又は申請者本人から希望する研究機関に連絡、訪問等することを基本と考えますが、機関側から候補者又は申請者へ連絡していただいても構いません。

Q 一覧化公開されたポストについて、当該ポストを提示した研究機関は、必ず卓越研究員候補者の中から研究者を選考し、採用しなければならないのか。

A 一覧化公開されたポストであっても、卓越研究員候補者との当事者間交渉が上手くいかなかった場合や、そもそも当該ポストを希望する候補者が存在しなかった場合において、当該ポストについて、機関独自の採用プロセスを経て、候補者以外の研究者を採用することを妨げるものではありません。しかしながら、公募要領 P7 の「f. 留意事項」に記載のとおり、申請者（研究者）の申請期限終了（平成 29 年 4 月 25 日）までは、採用予定者の内定等は行わないようにご注意ください。

Q 平成 28 年度公募においては、平成 28 年 7 月 5 日付け「平成 28 年度卓越研究員事業における雇用調整について」により、一覧化公開されたポストを提示した研究機関や卓越研究員候補者を対象として、採用予定者の決定・辞退等に係る雇用調整の詳細について連絡があったが、平成 29 年度公募においても同様の連絡があるのか。あるとすれば、いつ頃か。

A 平成 29 年度公募においても、前年度（平成 28 年度）公募と同様、当事者間交渉の詳細について連絡する予定です。具体的には、ポストの一覧化公開（平成 29 年 3 月初旬）後速やかに連絡することを予定しています。

Q 申請者（研究者）からの申請期限（平成 29 年 4 月 25 日）終了後であれば、当事者間交渉（事前連絡を含む）を行った研究者に内定を行い、即雇用を開始してもよいか。

A 採用時期について、特段の制限はありませんので、卓越研究員候補者の決定前であっても、一覧化公開されたポストにおいて、雇用を開始することは可能です。

ただし、早期に採用予定者を決める場合、各ポストに係る当事者間交渉（事前連絡を含む）の開始時点において採用予定者が決まっていたなどと誤解を招くことがないよう、特に公正で透明性の高い選考プロセスとなるよう、配慮してください。

また、本事業に係る補助金の交付申請を検討している機関におかれては、卓越研究員の決定、補助金の交付決定を経て、補助金を使用することが可能になることに留意してください。

○平成 28 年度公募における「推薦」

Q 今回の平成 29 年度公募における当事者間交渉のうち、「事前連絡」とは何か。また、前年度（平成 28 年度）公募においては、卓越研究員候補者の決定前に、各研究機関が、自機関を希望する申請者の中から適当と認める者を文部科学省に推薦する仕組みがあったが、今回の平成 29 年度公募における取扱いはどのようになるのか。

A 当事者間交渉のうち、「事前連絡」とは、卓越研究員候補者の決定前に、一覧化公開されたポストを提示した研究機関と、申請者（申請予定者を含む）が個別に連絡を取り合い、当事者間交渉を行うことです。

平成 28 年度公募において、卓越研究員候補者の決定前に、研究機関と研究者が連絡を取り合う推薦の仕組みを継続するものですが、文部科学省への推薦者の報告等を省略するなど、運用面で一部変更しています。

Q 平成 28 年度公募においては、推薦の仕組みを利用するポストが、博士課程在学時に所属していた「研究室」（出身研究室）や、申請時に所属する「研究室」（現所属研究室）と同一である者を推薦することはできなかったが、今回の平成 29 年度公募において、卓越研究員候補者の決定前から事前連絡を受け付け、当事者間交渉を開始するポストについて、そのような制限はあるのか。

A 事前連絡を必要とするポストについて、特段の制限は定めていませんが、公募要領 P8 「c. 留意事項」に記載のとおり、事前連絡を必要とするポストに限らず、本事業の目的に鑑み、卓越研究員は、出身研究室及び現所属研究室以外で研究を遂行することが望ましいと考えています。

また、公募時点で採用予定者が決まっていたのではないかといった誤解が生じないよう、各研究機関においては、当事者間交渉（事前連絡を含む）に際し公正で透明性の高い選考プロセスとなるよう、配慮してください。

○当事者間交渉のうち事前連絡を必要とする場合

Q 同一のポストについて、申請書の（研究機関_様式 2）の「(10) 機関への事前連絡（エントリー等）の要否」を「要」・「否」の二通りで別々に提示することは可能か。

A お尋ねのような形でのポストの提示は不可とします。

Q 公募要領 P7 の「f. 留意事項」において、各研究機関は、「下記 4. (2) (イ) に定める、申請者（研究者）の申請期限終了までは、採用予定者の内定等を行わないようにご留意ください」とあるが、「内定等」とは、通常の採用プロセスにおける内定などと異なるのか。また、なぜ申請期限終了まで「内定等」を行ってはならないのか。

A 公募要領に記載する「内定等」とは、通常、各研究機関において行われている採用プロセスにおける内定等を想定しています。

研究者が本事業への申請を検討している間に、一覧化公開されているポストの採用予定者が決まってしまうことは、申請を予定している研究者にとって不利益となる恐れがあるため、事前連絡を必要とするポストであっても、研究者の申請期間中は、採用予定者の内定等を行わないようにご留意ください。

Q 機関への事前連絡を必要とするとして申請したポストについて、ポストの一覧化公開がなされた後、結果的に相応しい者がいなかった場合、事前連絡を必要としないポストに切り替えることは可能か。

A 卓越研究員候補者の決定前であれば、事前連絡を必要としないポストに変更することは可能です。

ただし、事前連絡を不要として申請したポストについて、ポストの一覧化公開後、事前連絡を必要とするポストへ変更することは、申請者にとって不利益が生じる可能性があるため、不可としています。

Q 当事者間交渉において、卓越研究員候補者（申請者）が希望する機関に提出する書類は、当該候補者（申請者）が文部科学省に卓越研究員事業の申請をする書類と同一でもよいか。

A 各研究機関へ卓越研究員候補者（申請者）が提出する書類については、各機関の判断に任せますが、申請する研究者の負担を考慮することが望ましいと考えています。

○前年度（平成 28 年度）公募における卓越研究員候補者のうち、平成 28 年度中に調整が付かなかった者（以下、「平成 28 年度候補者」という。）について

Q 平成 28 年度の公募要領 P8 に記載の「(2) 卓越研究員としての決定」の後段に「平成 28 年度中に調整が付かなかった候補者」について、「平成 29 年度採択分として一覧化公開されるポストに限り、再度、雇用調整を行う意思を文部科学省に示した上で、審査（ピアレビュー）を経ずに、当該ポストを提示した研究機関と雇用調整を行うことを可能とします」とあるが、この場合は、どのように当事者間交渉を行うことになるのか。

A お尋ねのような場合、平成 29 年度公募に申請する研究者と同様、一覧化公開されたポストを提示した研究機関が公表する選考プロセスやスケジュールに沿って、当事者間交渉を行っていただきます。このため、例えば、卓越研究員候補者の決定前から事前連絡を行う必要のあるポストについては、平成 29 年度公募の申請者と同様、ポストを提示した研究機関の定める期限内に、当該研究機関に連絡を取る必要があります。

Q 平成 28 年度候補者が、平成 29 年度に一覧化公開されるポストを提示した研究機関と当事者間交渉を行うことを希望している場合、平成 28 年度公募要領において、「再度、雇用調整を行う意思を文部科学省に示した上で」とあるが、いつ頃どのような形式で意思を示す必要があるのか。

A 平成 28 年度候補者が平成 29 年度に当事者間交渉を行う場合の具体的な手続きについては、平成 29 年 2 月中下旬を目処に対象者に連絡する予定です。その際、平成 29 年度当事者間交渉に参加する意思の有無を確認する書類を送付します。

Q 平成 28 年度候補者のうち、「再度、雇用調整を行う意思を文部科学省に示した」者の一覧は、いつ頃、平成 29 年度に一覧化公開されたポストを提示した研究機関に送付されるのか。

A 平成 28 年度候補者の意思確認を経て、ポストの一覧化公開（平成 29 年 3 月初旬）後、速やかに送付することを予定しています。

Q 平成 28 年度候補者のみ、又は、平成 29 年度公募の申請者のみを対象として当事者間交渉を行ってよいか。

A 各研究機関における当事者間交渉に係る選考プロセスを公正で透明性の高いものにするため、平成 28 年度候補者や、平成 29 年度公募の申請者を一切排除したような選考プロセスにはならないようご留意願います。

2-6. 卓越研究員の決定（公募要領 P 9-10）

Q 研究機関が文部科学省に（研究機関_様式 3）「当事者間交渉完了報告書」を提出する段階で、卓越研究員候補者と雇用契約を締結している必要はあるのか。また、当事者間交渉が完了した日と、雇用を開始する日が異なっても、問題はないか。

A 研究機関が文部科学省に対して特定の卓越研究員候補者との「当事者間交渉完了報告書」を提出する段階では、雇用契約を締結している必要はなく、また、当事者間交渉が完了した日と雇用を開始する日が異なっても構いません。ただし、遅くとも、当該候補者が卓越研究員として当該機関で研究活動を開始するまでには、雇用契約を締結してください。

また、公募要領 P7 の「e. 研究開始時期」に記載のとおり、平成 29 年度の本事業に係る補助金による支援の対象となるのは、原則として、平成 29 年 9 月末までに当事者間交渉が完了した場合に限りますので、ご留意願います。

Q 「平成 29 年度に一覧化公開されたポストについて、平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月末までに交渉が完了した候補者や、交渉の結果、平成 30 年度から雇用開始となった候補者についても、卓越研究員として決定し、上記 2.（5）に記載の支援について、平成 30 年度以降の補助対象となる可能性があります」とあるが、どのような基準で補助対象を決めるのか。また、該当者全員が補助対象となるのか。

A お尋ねの点については、平成 29 年度の卓越研究員の決定状況や、平成 30 年度以降の

本事業に係る予算の状況次第となります。

< 3. 経費関係 >

Q 支援を受けた研究費は、申請書に記載した研究以外には使用できないのか。

A 研究費の補助は、申請時に記載された研究計画に基づく研究自体を支援するというよりも、当該研究計画等から卓越研究員の能力を確認し、当該卓越研究員が安定かつ自立して研究を行うためのスタートアップに係る支援を行うことを目的としています。このため、申請書に記載された研究を遂行し、さらに発展させる趣旨に合致するものであれば、補助金により支援を受けた研究費を使用することは可能です。

Q 補助事業の実施に当たって、留意する点はあるか。

A 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」、「科学技術人材育成費補助金取扱要領」及び「平成 29 年度卓越研究員事業公募要領」等に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど、不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含め、厳格に対処することとなりますので、十分ご留意願います。

Q 経費の使用に関して、注意する点はあるか。

A 補助事業者が事業を遂行する場合、本補助金は国民の税金が原資であることに鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めてください。

Q 補助金の管理に関して、ルールはあるか。

A 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分する研究資金の管理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が定められていますので、ご参照願います。

（参考）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm

Q 補助事業で使用した経費は、全て補助金の充当対象となるか。

A 補助事業に使用された自己経費（本補助金以外の補助金や委託費等の経費を除く）については、補助対象経費として補助金を充当する対象となります。ただし、卓越研究員本人の人件費は補助対象経費とはなりません。また、本補助金以外の補助金や委託費等については、「補助対象外経費」となり、本補助金を充当する対象にはなりません。

なお、科学技術人材育成費補助金交付要綱、科学技術人材育成費補助金取扱要領、各事業の公募要領等には、補助金充当の対象と認められない経費についての記載がありますので、十分にご注意願います。

Q 補助金の費目間の流用は可能か。

A 補助事業の目的を変えない軽微な変更で、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合であり、また、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を補助対象経費の総額の30%又は300万円のいずれか高い額以内で増減する場合は、流用可能です。それを超える場合には、事前に文部科学大臣の承認を受ける必要があります。詳細は、科学技術人材育成費補助金交付要綱等をご参照願います。

Q いつから補助金を充当できるようになるのか。

A 補助金の交付決定により補助金を充当することが可能になります。詳細は交付決定の内容に従っていただくこととなります。ただし、財政事情等により、ご提案頂いた内容どおりに交付決定がなされない場合がありますことをご承知おき願います。

Q 補助金を他の用途に使用できるのか。

A 本補助金は当該補助事業を行うための経費であり、他の用途への使用はできません。具体的には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第11条において、他の用途への使用を禁じており、同法に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消し（同法第17条）、交付決定の取り消しに伴う補助金の返還及び加算金の納付（同法第18条及び第19条）等となりますので、適正な使用をお願いします。

Q 本補助金以外の経費と合算して使用できるのか。

A エフォート等に応じて切り分けて支出することが認められている他の経費と按分して支出すること（例えば、旅費について、補助事業の用務と他の経費による用務とを合わせて1回の出張をする場合に、本補助金と他の経費で按分して支出する場合など）は可能ですが、本補助事業の経理については、他の経理と明確に区分してください。

また、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を行っていただく必要があります。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意願います。

なお、委託費や補助金等の特定の目的を持った国からの資金による事業（科学技術人材育成費補助金による別の事業を含む）等、使途の特定された経費との合算使用はできません。

Q 卓越研究員が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、卓越研究員の研究費を充当することは可能か。

A 卓越研究員が使用する共通設備の購入費に対して、卓越研究員の研究費を充当することは可能です。しかしながら、本補助金により購入等した設備備品等については、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図っていただく必要があります。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意願います。

Q 卓越研究員の研究費と研究環境整備費との流用は可能か。

A 卓越研究員の研究費から研究環境整備費への流用はできません。一方、研究環境整備費から研究費への流用は禁止しませんが、卓越研究員の研究費の上限など、本事業の公募要領等で設定された範囲内で実施願います。

Q 複数の卓越研究員を受け入れる研究機関において、卓越研究員間での研究費の流用は可能か。

A 流用はできません。

Q 卓越研究員が他の研究機関に転出又は辞職した場合も補助対象となるか。

A 卓越研究員が当初の雇用機関から異動した場合、その翌年度より当初の雇用機関及び異動先の機関のいずれに対しても本補助金を交付しません。辞職した場合も同様です。

ただし、平成 30 年度以降に新たに一覧化公開されるポストへ卓越研究員が異動した場合には、異動先の研究機関に対して、その翌年度より、上記の支援を引き続いて行うことがあります。

Q 卓越研究員候補者との当事者間交渉が平成 29 年 9 月末までに完了し、当初の予定どおり平成 29 年度中に卓越研究員として研究を開始し、補助金（研究費及び研究環境整備費）の交付を受け、設備備品の購入等に使用したが、その後、当該年度中に当該卓越研究員が別の機関に異動することとなった。この場合、交付された補助金（研究費及び研究環境整備費）について、使用した金額も含めて返納する必要があるのか。

A お尋ねの場合、交付された補助金のうち、使用した補助金（研究費及び研究環境整備費）については、返納していただく必要はありませんが、使用していない補助金については返納していただく必要があります。

なお、当該卓越研究員が平成 29 年度中に別の機関に着任した場合、平成 30 年度以降、当該卓越研究員に係る補助金（研究費及び研究環境整備費）を当初雇用していた機関へ交付することはしません。

Q 卓越研究員の研究費について、使途の制限はあるか。

A 研究目的等に制限はありませんが、計上する費目は、公募要領 P26 の（別表-1）に記載の範囲に限られます。なお、科学技術人材育成費補助金取扱要領では、不動産の取得等経費など、補助事業の経費に計上することができない経費を規定しているため、これらについても確認願います。

Q 研究環境整備費は、どのような目的・用途であれば使用できるのか。

A 研究環境整備費は、卓越研究員を中心とした若手研究者が安定かつ自立して研究を遂行する体制を構築するための経費です。

研究環境整備費については、公募要領 P9、10 に例示した、リサーチ・アシスタントの

雇用やメンターへの諸謝金、共同利用の研究機器等の購入・修理、卓越研究員の評価を行うための会議開催などに要する経費等、卓越研究員本人や、卓越研究員を含めた複数の若手研究者の研究を支援するための経費を想定しています。

また、計上する費目は、公募要領 P27 の（別表-2）に記載した範囲に限ります。なお、科学技術人材育成費補助金取扱要領では、不動産の取得等経費、建物等の建設・改修（補助事業において購入した設備備品の導入等により必要となる軽微な据付等を除く）など、補助事業の経費に計上することができない経費を規定しているため、これらについても確認願います。

Q 研究環境整備費は、間接経費として使用してよいのか。

A 研究環境整備費は、間接経費ではなく直接経費となりますので、本事業に直接関係するものにしか使用できません。具体的には、公募要領 P27 の（別表-2）に記載した経費に該当するものに使用することが可能です。

Q 公募要領 P9 の「(5) 補助対象となる経費（研究費及び研究環境整備費）」に「平成 29 年度から支援を開始する卓越研究員に係る一研究機関当たりの補助金総額の上限は 1 億円とします」とあるが、これは一つの研究機関に対する平成 29 年度中に支援を開始する卓越研究員に係る補助金総額の上限であり、平成 28 年度に支援を開始した卓越研究員や、平成 30 年度以降に支援を開始する卓越研究員に係る補助金は含まれないと考えて良いか。また、その場合、平成 30 年度以降に支援を開始する卓越研究員に係る補助金総額は、同様に一研究機関あたり 1 億円が上限となるのか。

A 今回の平成 29 年度の公募要領において上限を設定している補助金総額は、平成 29 年度に採用した卓越研究員に係る平成 29 年度の補助金総額の上限であり、平成 28 年度に支援を開始した卓越研究員に係る補助金は含みません。

なお、平成 30 年度以降については、当該年度の本事業に係る予算の状況等を踏まえ、その都度、上限設定等を検討する予定です。

Q 公募要領 P9 の「(5) 補助対象となる経費（研究費及び研究環境整備費）」において、卓越研究員が当初の研究機関から異動した場合には、その翌年度より補助金の支援を行わないとあるが、「平成 30 年度以降に新たに一覧化公開されるポストへ卓越研究員が異動した場合」には、異動先の研究機関に対して、その翌年度より「支援を引き続いて行うことがあります」とある。この「新たに一覧化公開されるポストへ卓越研究員が異動した」場合、当該卓越研究員は新たな異動先で、本事業に係る補助金による研究費の支援を 1 年度目としてもらえるのか。それとも、2 年度目となるのか。

A 卓越研究員として決定し、支援を開始した年度を起算としており、研究費支援は最長 2 年間実施しますので、お尋ねの場合、新たな異動先では 2 年度目の研究費支援となります。また、この考え方は、研究環境整備費についても同様であり、平成 29 年度に支援を開始した場合、異動の有無に関わらず、最長で平成 33 年度までの 5 年間の支援となります。

Q 卓越研究員が、民間企業において研究チームに所属して研究を実施する場合、どこまで本事業に係る補助金（研究費）を使用することができるのか。

A 研究チームにおける卓越研究員の関与の度合い等に応じて、個別に判断することになります。

例えば、卓越研究員が、研究チームにおけるリーダーや研究代表者などの立場で、当該研究チームにおいて自立して研究に従事できる場合には、当該研究チームにおける研究を補助する研究補助者の人件費など、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することができます。

他方、卓越研究員が研究チームの構成員の一人にすぎず、当該研究チームの中で自立して研究に従事することができない場合、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することはできません。

Q 民間企業が補助金の支援を受け、その資金を基に特許が発生した場合には、その権利の帰属はどうなるのか。

A 本事業においては、知的財産権の取扱いについて特段の規則は定めていませんので、職務発明が行われた場合、特許法に定める職務発明の規定に基づいて権利の帰属先が決まります。

Q 卓越研究員の研究費の補助は不要であるが、研究環境整備費の支援のみを受けることは可能か。

A 研究費の補助を受けず、研究環境整備費のみ補助金の交付を受けることは可能です。なお、その場合も、科学技術人材育成費補助金の交付要綱、取扱要領等に基づき、適切に補助金を執行していただく必要がありますので、ご留意願います。

Q 卓越研究員が所属機関以外の研究機関において、両機関による共同研究を専ら行う場合、所属機関以外の当該研究機関に本補助金で購入した設備備品を持って行くことは可能か。

A 卓越研究員の所属機関（補助事業を実施する機関、以下「A 機関」という。）の管理の下、補助金交付の目的に従って、本補助金で取得した設備備品[※]を当該卓越研究員が他の研究機関（以下「B 機関」という。）に持って行き、両機関による共同研究を行うことは可能です。ただし、B 機関の研究設備の整備に本補助金を充当することはできず、また、B 機関に所有権が帰属する形での設備備品の取得もできません。

本補助金で取得した設備備品の所有権は、A 機関に帰属することとなり、当該設備備品の管理は、A 機関の規程等に基づき管理することとなります。A 機関は、補助事業実施期間中だけでなく、補助事業の終了後においても、A 機関の規程等に基づき、善良な管理者の注意をもって当該設備備品を管理するとともに、補助金交付の目的に従って、当該設備備品を効率的に使用する義務があります。

なお、本補助金で取得した、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の設備備品に

については、一定期間、財産の処分（設備備品を交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供すること）が制限されており、処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受ける必要があります。

補助金の交付後、補助金額の確定の際に、上記のような設備備品の管理が困難になるような運用がなされていないか確認させていただく予定ですので、そのことも踏まえて、設備備品を適切に管理してください。

※本補助金における設備備品費の定義は、「設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費」です。

Q 卓越研究員が海外の研究機関において研究を行うこととなった場合、どの範囲の経費に対し、補助金を充当することができるのか。

A 海外の研究機関においても、本事業で求めている要件を満たすことができれば、当該機関に赴任して研究を行うことは可能です。ただし、補助金の経理については、国内の所属機関（補助事業を実施する機関）において適切に行うことが必要です。また、研究設備の購入等、海外の研究機関において資産を形成するような補助金による支出はできません。判断に迷うときは、個別に相談してください。

< 4. 卓越研究員決定後の実施内容関係 >

Q 卓越研究員は、申請書に記載した内容の研究を必ず行わなければならないのか。

A 卓越研究員と所属研究機関が話し合い、その結果又は研究の進展等に応じて、研究内容を変更することを妨げません。

Q 卓越研究員の研究活動に関するエフォートが 50%以上確保されていることが求められているが、この 50%以上の確保には、卓越研究員が獲得した他の外部資金による研究活動も含まれると考えてよいか。

A 卓越研究員の「研究活動に関するエフォートが 50%以上」とは、本補助金による研究活動の他、当該卓越研究員が獲得した科学研究費補助金等の外部資金による研究活動も含まれます。

Q 大学において、講義の担当、学生への研究・論文の指導、学務や教務関連の業務等に卓越研究員を従事させることは可能か。

A いずれも可能ですが、本事業においては、研究活動に関するエフォートが 50%以上確保されている必要があります。学生への研究・論文の指導が研究活動の一環である場合には研究エフォートの範囲に含まれ得ます。一方、講義の担当など、学務や教務関連の業務等は研究活動に含まれ得ませんので、研究活動以外のエフォートの範囲内で従事する必要があります。

Q 公募要領 P6 の「c. 研究環境」において、卓越研究員のポストの要件として、研究活動に関するエフォートが 50%以上であることが求められているが、卓越研究員の研究費に係る本事業による補助金が交付されなくなる 3 年度目以降も求められるのか。

A 卓越研究員を受け入れるポストの研究環境に関する要件として、研究活動に関するエフォートを 50%以上としているので、研究費に係る本事業による補助金の支援が終了しても、研究環境整備費に係る支援が継続している補助事業期間中（支援開始から 5 年間）は遵守していただく必要があります。

Q 卓越研究員の研究活動に関するエフォートが 50%以上確保されていなかった場合、研究費に係る補助金は減額されるのか。

A お尋ねのような場合、研究活動に関するエフォートを 50%以上確保するための改善策の提出を求め、その後、改善がなされない状況であれば、減額となる場合があります。

Q 卓越研究員が育児休業等により研究中断を生じる場合、どのようにしたらよいか。

A お尋ねのような場合、個別に相談願います。

Q 卓越研究員が研究活動等を通じて知り得た秘密保持については、本事業としての統一的な指針はなく、卓越研究員と各研究機関との間の契約で取り決めればよいのか。

A 雇用契約は、あくまで卓越研究員と各研究機関との間で締結されるものであるため、両者の間で秘密保持の契約等を結んでください。

Q 卓越研究員として希望するポストの研究機関に雇用されたが、研究遂行上のトラブルが発生した場合などに、研究遂行に係る質が保たれていないとして、他の研究機関に異動することは可能か。その際、補助金による支援は引き続き受けることはできるのか。

A 各研究機関から提示されたポストの一覧化公開を行う際、文部科学省において、各ポストの安定性等に係る質について一定の確認はします。しかしながら、当該確認は、実際に各研究機関において、どの程度研究を進展させることができるかを保証するものではなく、また、テニユア審査等の適否について判断するものでもありませんので、お尋ねのような場合、各研究機関の内規等により、適切に対応されるべきものと考えています。

なお、無用なトラブルを避けるためにも、卓越研究員と各研究機関との間で、契約内容等については、よく話し合った上で決定するようにしてください。

Q 「卓越研究員」として決定されたことによる効力は、いつまで続くのか。また、いつまで「卓越研究員」と名乗ってよいのか。

A 「卓越研究員」として決定されたことによる効力としては、一義的には、雇用された研究機関を通じて、一定の期間、国から研究費等の支援を受けることができるという点があり、これは最大 5 年間（研究費支援は 2 年間）です。また、「平成 29 年度卓越研究員」といった形で、決定された年度を冠して「卓越研究員」と名乗ること自体は、ある

年度に卓越研究員に決定された事実を示すものとして、年限を定めるものではありません。ただし、テニユア研究者として相応しいか否かの判断は、卓越研究員を雇用する各研究機関が行うものであり、また、当該卓越研究員の中長期的な「研究者」としての評価は、研究者コミュニティにおいてなされていくものと考えています。

Q 雇用慣行にあわせ、4月1日雇用開始ができるようなスケジュールが望ましいが、本事業の平成30年度以降の公募スケジュールはどのようになるのか。

A 本事業に係る補助金については、年度ごとの予算の状況による制約がありますが、ご要望を踏まえ、可能な範囲での検討を進めていきたいと考えています。

<5. その他（申請様式等）>

Q 申請書の提出後に、不備を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A 申請書の差し替えや修正は認められませんので、申請書に不備がないか、提出前に十分確認願います。

Q 卓越研究員事業への申請に当たり、事前相談を行うことは可能か。

A 申請書の記入方法や補助金の執行等については、下記の連絡先にて、随時、相談や質問を受け付けます。

ただし、申請状況、審査の内容や経過等に関する問合せについては、応じられませんので、ご了承願います。

<事業全般に関すること>

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室

電話：03-5253-4111（内線4021、4051）

E-mail：takuetsu@mext.go.jp

<書類作成・提出に関すること>

独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課

電話：03-3263-3769

E-mail：takuken@jsps.go.jp

Q 申請書はカラーで作成してもよいか。

A 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

Q 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A （研究機関_様式1）及び（研究機関_様式2）については、日本学術振興会が設置・運営する電子申請システムに従って入力してください。

（研究者_様式1）及び（研究者_様式3）の内容は日本学術振興会が設置・運営する

電子申請システムに従って入力してください。

(研究者_様式1(別紙))及び(研究者_様式2)については、文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。

Q ポストの一覧化公開がなされるのは、(研究機関_様式2)の記入内容のみで、(研究機関_様式1)の記入内容は公開されないという理解でよいか。

A (研究機関_様式1)については、公開しません。なお、(研究機関_様式2)の記入内容については、要件を満たすと確認されたポストに係るものを一覧化し公開します。

Q 一つの研究機関から提出するポスト数に上限はあるのか。

A 上限はありません。

Q 複数のポストを提示する際、補助金支援の希望の有無や実施体制がポストごとに異なる場合、申請書の(研究機関_様式1)や(研究機関_様式2)については、ポストごとに別々に記入し、提出すればよいのか。

A 複数のポストを提示する際、補助金支援の希望の有無や実施体制がポストごとに異なる場合、補助金支援の希望の有無は1つでも希望するポストがあれば、(研究機関_様式1)において「有り」を選択し、実施体制については機関全体の概況を記入してください。また、それぞれの詳細を(研究機関_様式2)に記入してください。

Q (研究者_様式1)について、現在、研究機関等に所属していない場合、「現所属機関」の部分は空白でよいか。

A (研究者_様式1)の「現所属機関」の「機関名」の項目において、まず「国内 or 海外」の項目をプルダウンリストから選択するようになっていきますので、選択肢から「所属なし」を選んでください。「所属なし」を選択すると、機関名等の項目は入力しなくとも次へ進めるようになります。

Q 申請者(研究者)が電子申請システムで入力する審査希望領域(分野・分科・細目)については、申請書の(研究者_様式2)に記入する「①卓越研究員として取り組みたい研究テーマ」(研究目的・内容等)に係る研究分野と整合するものでなければならないのか。

A 卓越研究員候補者選考委員会における審査は、申請者(研究者)が電子申請システムで入力した「分科・細目コード」等に基づき割り振られた委員(複数名)が、当該申請者から提出された申請書類(研究者_様式1(別紙を含む)・2)に基づき、審査要領の「3. 審査の観点」について審査を行います。

一方、申請者(研究者)においては、(研究者_様式2)に記入する研究テーマに関連して、電子申請システムで入力する「分科・細目コード」等を決めるものと想定しており、一般的には整合するものと考えています。

ただし、一覧化公開されているポストによっては、当該ポストを提示した研究機関が、特定の研究分野の研究者のみならず、多様な研究分野の研究者を公募する場合も想定されるため、希望するポストの分野が電子申請システムで入力する「分科・細目コード」等や（研究者_様式2）に記入する研究テーマと整合しないこともあり得ると考えています。

Q （研究者_様式3）「評価書」について、英語で記載しても良いか。

A 英語で記載しても構いません。

Q （研究者_様式3）「評価書」について、評価書を作成する2名は、それぞれ別の機関に所属している者でなければならないのか、あるいは、別の研究室に所属していればよいのか。

A 複数の視点で作成された評価書を審査の際に参照することを想定していますが、研究機関の属性等によって組織の体制が異なるため、一概に所属している組織の単位を定めていません。例えば、同一の「機関」に所属している研究者2名であっても、それぞれ別の「研究室」に所属している研究者であれば、問題ありません。

Q 本事業への申請において、日本語又は英語以外の言語を使用するの申請書類の作成を行うことは可能か。

A 本事業への申請について、日本語又は英語以外の言語を使用するの申請書類の作成を行うことはできません。

Q 平成29年度公募において、前年度（平成28年度）公募の際に求めた申請者（研究者）からの希望ポストの様式を求めない理由は何か。

A 前年度（平成28年度）公募においても、一覧化公開されたポストを提示した研究機関と申請者（研究者）が、申請時の希望ポストに限られず、自由に交渉・調整を行うことを可能としていましたが、その趣旨をより明確にするため、平成29年度公募においては、申請書類を通じて、申請者（研究者）に希望ポストの記載を求めないことにします。

なお、本事業の効果的な運営や研究機関への情報提供等のため、アンケートなどの方法により、ポストの希望状況を調査・公表（集計結果は匿名化）することはあり得ます。